

館鼻公園（館鼻公園・八戸市みなと体験学習館）

指 定 管 理 者 募 集 要 項

令和8年7月17日

八 戸 市

八戸市は、館鼻公園及び八戸市みなと体験学習館の設置目的を効果的・効率的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項及び八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年八戸市条例第 124 号。以下「手續条例」という。）第 2 条の規定により、下記の 2 施設を一括管理する指定管理者の候補者を募集する。

I 施設の概要

1 名称及び所在地

名称	所在地
館鼻公園	八戸市大字湊町字館鼻 78 番地 16 他
八戸市みなと体験学習館	八戸市大字湊町字館鼻 67 番地 7

2 施設の設置目的

館鼻公園は、海に面した高台に位置しており、眺望も優れ市民や観光客の憩いの場として、また、津波等からの避難場所としての役割のほか、港を核とした地域の歴史文化や過去の災害の体験学習を通じて、市民の余暇活動の増進や地域住民の交流促進を図ることを目的として設置したものである。

3 施設の規模等

(1) 敷地面積 1.9ha

(2) 施設の内容

○館鼻公園

区分	名称
日和山広場	展望塔（グレットタワーみなと） 建物構造：鉄骨造 2 階建 延床面積：245 m ² 施設概要：(1F) ホール、トイレ、事務室 (2F) 展望スペース
	八戸市みなと体験学習館 建物構造：RC 造 2 階建、エレベータ棟鉄骨造 延床面積：884.88 m ² 施設概要：(1F) 受付事務室、防災学習展示、多目的室、トイレ、電気室、備蓄倉庫、車庫 (2F) 湊地域の歴史・文化学習展示、軽飲食スペース、トイレ (屋 上) オープンテラス (その他) エレベータ棟、駐車場（障がい者用 2 台）
日和山広場	中央広小路、公園上駐車場（普通車 22 台）、トイレ

憩いの広場	休憩所
たてはなの丘	漁夫の砦、月見のデッキ、遊具
南のスポット	ベンチ
プレイロット	緑台、すべり台、その他各種遊具
下の自由広場	健康遊具、ベンチ
上の自由広場	多目的広場、ベンチ
西のスポット	ベンチ
夕日のテラス	パーゴラ、ベンチ
桜の杜広場	四阿、ベンチ
川辺の広場	水辺のデッキ、公園下駐車場（普通車 17 台、大型車 2 台）
北の見張り	見晴台
岩の庭	ベンチ
汐見櫓	四阿

（３） 図面等 館鼻公園全体平面図（なお、詳細図・構造図等は、公園緑地課で閲覧に供する。）

4 施設利用者数の状況 別添資料 1 「施設利用者の状況」のとおり。

II 管理運営の条件

1 管理の基本方針

指定管理者は、施設の設置目的を踏まえ、以下の基本方針に基づいて施設の管理運営を行うこと。

- ① 関係法令、条例、規則等を遵守し、施設の設置目的に沿った管理運営を行うこと。
- ② 利用者の平等な利用を確保し、差別的取扱いをしないこと。
- ③ 利用者の意見・要望を適切に管理運営に反映し、サービスの向上に努めること。
- ④ 費用対効果の高い効率的・効果的な管理運営に努めること。

2 指定の期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（5 年間を予定）

指定の期間は、令和 8 年 12 月議会（予定）での議決を経て、正式に確定する。

3 管理の基準

別添「館鼻公園（館鼻公園・八戸市みなと体験学習館）指定管理業務基準書（以下「業務基準書」という。）」のとおり。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。（詳細については業務基準書のとお

り。)

指定管理業務 (八戸市都市公園条例(昭和40年八戸市条例第17号)第4条及び八戸市
体験学習施設条例(平成30年条例第62号)第5条に基づく業務)

- ① 施設の利用に関する業務
- ② 公園施設、設備等の維持管理に関する業務
- ③ その他市長が必要と認める業務

なお、指定管理者は管理業務の主たる業務を一括して第三者に委託することはできないが、業務の一部については、あらかじめ市に届け出た上で、専門の事業者にも再委託することが可能である。

5 自主事業

指定管理者は、指定管理業務以外に施設を利用して、イベントや物販など、自己の責任と費用をもって「自主事業」を実施することができる。

- ① 実施に当たっては事前に市の承認を必要とし、施設の設置目的を妨げるおそれのあるもの、市の施設で実施する事業としてふさわしくないもの等は認めない。
- ② 実施に要する経費は自己の財源で賄うものとし、指定管理料からの支出は認めない。自主事業を利用する対価として、利用者から料金を徴収するなどして収入を得ることも可とする。なお、その場合の収入は指定管理者に帰属する。
- ③ 自主事業が、指定管理業務に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。
- ④ 事業計画で提案する自主事業の実施が認められない場合、申請そのものを辞退する可能性がある法人等は、必ずその旨を事業計画書に明示すること。

6 利用料金収入

(1) 利用料金収入の見込額

本施設では、八戸市都市公園条例第15条及び八戸市体験学習施設条例第9条に基づき利用料金制を採用する。利用者が納付する利用料金は、市の収入ではなく、指定管理者の収入となる。なお、利用料金は、八戸市都市公園条例第16条の別表第4の3で定める額、並びに八戸市体験学習施設条例第11条の別表で定める額の範囲内において指定管理者が市長の承認を経て定める額とする。また、指定管理者は、八戸市都市公園条例第18条及び八戸市体験学習施設条例第13条に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

令和9年度	見込額	:	145千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和10年度	見込額	:	145千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和11年度	見込額	:	145千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和12年度	見込額	:	145千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和13年度	見込額	:	145千円/年(消費税及び地方消費税含む)

※八戸市都市公園条例第18条及び八戸市体験学習施設条例第13条に掲げる減免基準に基づき減額又は免除した場合の減免額を除く。

(2) 返還・補填

利用料金収入の決算額が上記見込額を上回った場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めない。

同様に、利用料金収入の決算額が見込額を下回った場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補填は行わない。

7 指定管理料

(1) 指定管理料の基準額

市は施設管理に要する全体経費から、前記「6 利用料金収入」の見込額を差し引いた額を指定管理料として支払う。本施設の指定管理料の基準額は、下記基準額を上限とする。

事業計画・収支計画の立案は、基準額の範囲内で提案すること。基準額を超える提案は、失格とする。なお、最終的な指定管理料は、指定管理者の提案額を基準に、市と指定管理者が協議を行い、予算編成過程を通じて年度ごとに決定する。

(過去の管理経費の状況は、資料 2 「施設管理運営経費の状況」(資料集 P 2) のとおり。)

令和 9 年度	基準額 (上限額) :	47, 106 千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和 10 年度	基準額 (上限額) :	47, 278 千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和 11 年度	基準額 (上限額) :	47, 106 千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和 12 年度	基準額 (上限額) :	47, 106 千円/年(消費税及び地方消費税含む)
令和 13 年度	基準額 (上限額) :	47, 278 千円/年(消費税及び地方消費税含む)

※1 消費税率 : 10%

※2 令和 10 年度、令和 13 年度は建築基準法第 12 条に定める建築物定期点検実施予定のため、172 千円の増額

(2) 支払方法及び経理区分

① 支払方法等

指定管理料は、会計年度(4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで)ごとに、指定管理者からの請求に基づき分割して支払う予定である。なお、支払いの方法、回数等については市と指定管理者の協議で定める。

② 経理区分

指定管理者は、指定管理業務に係る経理と、自主事業及びその他法人等の固有業務に係る経理を区分するとともに、当該経費・収入は、専用の口座で管理すること。

(3) 返還・補填

指定管理料については、収支に余剰が生じた場合であっても、市は指定管理者に対して精算による返還を求めない。

同様に、収支に不足が発生した場合であっても、市は指定管理者に対して不足額の補填は行わない。

(4) その他

指定管理料のうち燃料費及び電気料金については、特別な要因により燃料油及び電気の国内価格に著しい変動を生じた場合は、別添「八戸市指定管理者燃料費等精算運用基準」によるものとする。

Ⅲ 申請の手続き

1 申請書の提出

- (1) 受付期間 令和8年8月25日(火)から令和8年9月9日(水)までの
午前8時15分から午後5時まで(ただし、土、日、祝日を除く)
- (2) 提出先 八戸市 都市整備部 公園緑地課(市庁別館6階)
〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号
電 話 : 0178-43-9141(直通)
FAX : 0178-41-2302
E-mail : koen@city.hachinohe.aomori.jp
- (3) 提出方法 上記(2)へ直接提出又は郵送すること。
(なお、郵送の場合でも、9月9日(水)午後5時必着とする。)
- (4) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

2 申請資格等

指定管理者の指定申請を行うものは、下記(1)①から⑤までの資格を満たすことを要する。
なお、グループ申請を行う法人等は(2)に留意すること。

(1) 申請の資格

- ① 法人その他の団体であること。(法人格は必要ないが、個人での応募は不可。)
- ② 法人等又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
- ア 法律行為を行う能力を有しないもの
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 申請時において、八戸市の指名停止措置を受けているもの
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)による手続を行っているもの
 - オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又はその構成員若しくは構成員でなくなった日から5年を経過しないもの。
 - カ オに掲げる者の統制の下にある団体であると認められるもの
 - キ 本指定管理者の候補者の選定を行う選定委員の属する法人等
 - ク 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、県税、市税を滞納しているもの

ケ 指定管理者の指定又は指定管理者の候補者の取り消しを受けた日から3年を経過しないもの

- ③ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱(平成24年9月25日実施)第2条第3号に掲げるものでないこと。
- ④ 後述する「4 公募説明会・現地見学会」に参加すること。
- ⑤ 防火管理者の資格を有していること。

(2) グループ申請を行う法人等に関する留意事項

- ① 複数の法人等がグループを構成して申請を行う場合は、グループの代表となる法人等を定め、当該代表法人等が申請を行うこと。なお、代表となる法人等は当該グループでの責任割合が最大であることを要する。
- ② グループ構成員のすべてが上記(1)①から③までの資格を満たすこと。
- ③ グループ全体として、上記(1)④及び⑤の資格を満たすこと。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した法人等はグループ申請の構成員になることはできない。
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員となることはできない。

3 提出書類等

申請に当たっては次の書類を提出すること。所定の様式に記入しきれない場合は、適宜書類を追加すること。

(1) 提出書類

① 指定管理者指定申請書 ※ グループ申請の場合は、グループ申請用書式(様式第2号)を提出のこと。	様式第1号 又は様式第2号
② 指定管理者指定申請に係る申立書(兼同意書)	様式第3号
③ 事業計画書	様式第6号
④ 収支計画書 ※ 自主事業を実施する場合、自主事業収支計画書(様式第8号)をあわせて提出のこと。	様式第7号
⑤ 市町村が発行する法人等の代表者の身分証明書	当該証明書
⑥ 法人等の定款若しくは寄附行為の写し又はこれらに類する書類 ※ 法人以外の団体にあっては、団体の規約等を提出のこと。	任意様式
⑦ 法人等の経営状況を示す書類(エ以外は直近2事業年度分) ア) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類 ※ 法人以外の団体にあっては、団体の収支決算書を提出のこと。 イ) 財産目録、(又は財産目録に準じる書類)、 ※ 作成していない場合は提出不要 ウ) 事業報告書 エ) 当該事業年度の法人等の事業計画書、収支予算書	任意様式
⑧ 登記事項証明書(現在事項全部証明書、法人のみ) ※ 申請前3ヶ月以内に取得したもの。	当該証明書

⑨ 納税証明書（直近 2 事業年度分） ア）法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙 9 号書式（その 3 の 3）） イ）県税（法人事業税、法人県民税）に係る納税証明書 ウ）市税の滞納がないことの証明書 ※ 納税義務がない場合は申立書（様式第 3 号）	当該証明書 又は 様式第 3 号
⑩ 法人等の役員等に関する情報 ※ 法人である場合は役員、又は支店若しくは営業所（常時、指定監理業務を行う場合をいう）の代表者で役員以外の者。なお、役員とは定款に定める者とする。 ※ 団体である場合は代表者、理事等、その他営業に実質的に関与している者 ※ グループ申請の場合は、構成員の全てが対象となる。	様式第 9 号
⑪ 指定管理業務に係る本件責任者及び担当者届出書 ※ 担当する業務を分割している場合等、記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。	様式第 10 号
⑫ 資格を確認する書類 ア）防火管理者講習会終了証	当該証明書の写し

（２） 申請に際しての留意事項

- ① 提出書類の変更禁止、追加禁止
提出期限後においては、提出書類の内容変更、追加は認めない。
- ② 虚偽の記載をした場合の失格
提出書類の内容に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ③ 提出書類の取り扱い
提出書類は理由の如何に関わらず返却しない。
- ④ 申請の辞退
書類提出後に辞退する場合は辞退届を提出すること。（様式任意）
- ⑤ 提出書類の著作権及び公表
提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、指定管理者に選定された法人等の提出書類については、市が指定管理者候補者の選定の公表に当たって、その全部又は一部を無償で使用できるものであること。
- ⑥ 費用負担
申請に要する費用は全て申請者の負担とする。
- ⑦ 追加書類の提出
市は提出された書類を補足する資料の提出を求める場合がある。

4 公募説明会・現地見学会

申請方法、申請書類、指定管理業務、現場の状況等についての説明会を下記のとおり開催する。

- ① 日 時： 令和 8 年 7 月 28 日（火） 午後 2 時から 2 時間程度
- ② 開催場所： 八戸市みなと体験学習館 多目的室
- ③ 参加人数： 1 団体 2 名以内

- ④ 申込方法： 参加申込書（様式第4号）を7月24日（金）までに、前記Ⅲ1（2）の提出先あてにE-mail又はファックスで送付のこと。

※ なお、当日質問がある場合は、質問票（様式第5号）により行うこと。

送付先は、前記第Ⅲ1（2）の提出先あてにE-mail又はFAXで送付のこと。

5 質問事項の受付

申請に当たって質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

（1） 質問受付

- ① 令和8年7月17日（金）から令和8年8月6日（木）までの間
（ただし、土、日、祝日を除く）
- ② 質問は質問票（様式第5号）により行うこと。（電話、口頭による質問は受け付けない。）
- ③ 送付先は、前記第Ⅲ1（2）へE-mail又はFAXで送付のこと。
- ④ 当該受付期間経過後は、一切質問は受け付けない。

（2） 回答方法

質問に対する回答は、質問受付締切後、概ね7日程度で市のホームページ上で回答する。また、申請を予定している法人等を対象に、E-mail又はFAXで配信することとし、希望する法人等は、事前に前記Ⅲ1（2）までその旨連絡すること。（任意様式）

Ⅳ 指定管理者の候補者の選定

外部委員を含めた八戸市指定管理者選定委員会において、提出された事業計画書等の内容を審査し、審査合計点数の7割以上を獲得したもののうち、最も評点が高いものを指定管理者の候補者に選定する。なお、審査の結果は申請した全団体へ文書にて11月上旬頃通知し、11月下旬頃に市のホームページにおいて、全ての申請者名を付した上で公表する。

1 ヒアリング

事業計画書の内容等について、次のとおりヒアリングを実施する。

- ① 日 程： 令和8年9月28日（月） 9時30分～ 市庁別館2階会議室C
- ② 内 容： 事業計画書等に関するプレゼンテーション、質疑応答
- ③ その他： 参加人数は1団体3名以内とする。
1団体30分程度の時間を予定。
その他必要な事項は後日通知する。

2 選定基準

- ① 市民の平等な利用が確保されるものであること。（10点）

- ・施設の設置目的の理解度
- ・施設の管理運営の基本的考え方（公共性の確保、法令の遵守含む）
- ② 公の施設の効用を効果的に発揮させるものであること。（25 点）
 - ・利用者へのサービスの向上など効果的かつ適正な施設運営への具体的取組
 - ・施設、設備等の維持管理の内容と水準
- ③ 管理に要する経費の縮減を図るものであること。（20 点）
 - ・管理運営に係る収入、経費積算の内容と妥当性
 - ・収支計画の実現性
- ④ 管理を安定して行う能力を有するものであること。（30 点）
 - ・施設を安定的に管理運営できる人的体制（職員数、経験）
 - ・施設を安定的に管理運営できる財政的基盤
 - ・類似施設の運営実績
- ⑤ 市の重要施策が推進されるものであること。（5 点）
 - ・市内に本社・本部等が所在（2 点）
 - ・当該施設における障がい者雇用等についての計画（2 点）
 - ／常用雇用する計画がある。→2 点
 - ／福祉的就労や職場体験等の臨時的雇用を実施する計画がある。→1 点
 - ・協働のまちづくりの推進に有効な定期的計画（1 点）
- ⑥ 施設の利用促進が図られる自主事業であること。（10 点）
 - ・利用者の増加を図るための自主事業企画・運営及び期待される効果
 - ・カフェブースの運営計画及び期待される効果

3 選定審査対象からの除外

申請者が次のいずれかに該当した場合は、当該申請を選定対象から除外する。

- ① 選定委員及び関係市職員と本件提案について接触した場合（公募説明会、公募に関する質問等の正当な行為を除く）
- ② 選定委員会審査に関して、不当な要求等を申し入れた場合
- ③ この要項に違反又は不正があった場合

V 指定管理者の指定と協定の締結

1 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された法人等は、令和 8 年 12 月議会（予定）での指定議案の議決を経て、正式に指定管理者に指定される。

ただし、指定後であっても、指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められる場合には、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることがある。（法第 244 条の 2 第 11 項）

2 協定の締結

市は、指定管理者の指定後、指定管理者と施設の管理に関する細目的事項を協議し、下記（１）及び（２）に掲げる事項を内容とする協定を締結する。

（１） 包括協定

指定期間全体（５年間）を通じて適用する事項については包括協定を締結する。

包括協定の主な内容（予定）

- ① 管理業務の基本的項目（業務の内容、管理施設の範囲等）
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ 管理業務に関する責任分担に関する事項
- ④ 事業計画書及び事業報告書の提出に関する事項
- ⑤ 業務報告に関する事項（定期報告等）
- ⑥ 指定の取消し等に関する事項
- ⑦ 秘密保持、情報公開、個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 管理業務の引き継ぎに関する事項
- ⑨ モニタリングに関する事項
- ⑩ その他

（２） 年度協定

年度毎（４月１日～翌年３月３１日）に取り決めるべき事項については年度協定を締結する。

年度協定の主な内容（予定）

- ① 当該年度の管理業務の内容に関する事項
- ② 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ③ その他

3 その他

指定管理者が管理の開始前までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定、又は指定管理者の候補者を取り消すことができるものとする。

- ① 財務状況の悪化等により、事業の履行が確実にないと認められるとき。
- ② 社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められるとき。

VI 業務報告・調査等

市は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理の基準に沿った運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているかを、「八戸市指定管理者制度導入施設のモニタリング制度に関する基本方針（平成 19 年 7 月策定）」に基づき、随時の報告や実地の調査により確認する。

この場合において、管理が良好でないと認められる場合は、市は改善措置を講ずる等の指

導を行うものとする。なお、状況が改善しない場合は、業務の停止や指定の取消しを行うことがある。

VII 添付資料・様式等

本募集要項を補足する添付資料等は次のとおりである。

業務基準書	別添「館鼻公園指定管理業務基準書」のとおり。 ・ 本文 ・ 別紙 1 責任分担表 ・ 別紙 2 施設の使用許可に関する業務一覧表 ・ 別紙 3 施設運営業務一覧表 ・ 別紙 4 施設管理業務一覧表 ・ 別紙 5 備品一覧表
申請書・資料	別添「館鼻公園 申請書等様式集」のとおり。 ・ 様式第 1 号 指定管理者指定申請書 ・ 様式第 2 号 指定管理者指定申請書（グループ申請用） ・ 様式第 3 号 指定管理者指定申請に係る申立書（兼同意書） ・ 様式第 4 号 公募説明会・現地見学会参加申込書 ・ 様式第 5 号 質問票 ・ 様式第 6 号 事業計画書 ・ 様式第 7 号 収支計画書 ・ 様式第 8 号 自主事業収支計画書 ・ 様式第 9 号 法人等の役員等に関する情報 ・ 様式第 10 号 指定管理業務に係る本件責任者及び担当者届出書 別添「館鼻公園 資料集」のとおり ・ 資料 1 施設利用者の状況 ・ 資料 2 施設管理運営経費の状況 ・ 資料 3 公園施設一覧 ・ 資料 4 植栽植物一覧表 ・ 資料 5 植物管理業務実施表 ・ 資料 6 自主事業実施状況 ・ 資料 7 自動販売機の売上状況及び設置位置図 ・ 図面 館鼻公園全体平面図
燃料費等精算運用基準	別添「八戸市指定管理者燃料費等精算運用基準」のとおり ・ 本文 ・ 様式 1 燃料油・電気料金単価確認票 ・ 様式 2 燃料費等精算金請求書 ・ 様式 3 燃料費等精算金請求額計算書 ・ 様式 4 燃料費等精算額確定通知書 ・ 指定管理者制度に係る燃料費等の精算方法のイメージ

条例その他資料	八戸市都市公園条例（昭和 40 年八戸市条例第 17 号） 同条例施行規則（平成 16 年八戸市規則第 8 号） 八戸市体験学習施設条例（平成 30 年条例第 62 号） 同条例施行規則（平成 30 年規則第 45 号） 八戸市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年条例第 124 号） 同条例施行規則（平成 17 年八戸市規則第 83 号） 八戸市公契約条例（令和 2 年八戸市条例第 54 号） 八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号） 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）
----------------	--